



いわない 議会だより

発行 岩内町議会
編集 議会運営委員会
〒045-8555
北海道岩内郡岩内町字高台134-1
☎ 0135-67-7081
FAX 0135-67-7106
メールアドレス
gikai@town.iwanai.lg.jp



**3年ぶりに岩内の夏が盛り上がりました！
勇壮に境内を駆ける神輿**

2022. 8
No.157

第2回定例会報告	P 2
一般質問	P 3～9
議会日誌	P 9

第2回 定例会 報告

令和4年度一般会計補正予算等を審議する第2回定例会は、6月13日招集され、町長より提案された議案の説明を受け、議案調査のため、休会しました。
6月20日に再開し、5名の議員により町政各般にわたり一般質問が行われ、引き続き議案の審議を行い、6月23日閉会しました。

審議した案件

令和4年度一般会計補正予算1件、条例改正3件及びその他議案4件は原案可決となりました。

《補正予算》

○令和4年度一般会計補正予算
高齢者生活応援クーポン事業負担金2千2百75万円及びゼロカーボンビジョン策定調査等業務委託料1千6百50万円などについて追加補正しました。

《条例改正》

○岩内町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例設定

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正をしました。

○岩内町半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例設定

半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正をしました。

○岩内町水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例設定

給水区域の拡大に伴い、所要の改正をしました。

《その他》

○岩内町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更

岩内町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更をするため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定に基づき、議決しました。

○北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更

構成団体の協議について議決しました。

○北海道市町村総合事務組合規約の変更

構成団体の協議について議決しました。

○北海道市町村職員退職手当組合理約の変更

構成団体の協議について議決しました。

審議した意見書・陳情

意見書3件は原案可決、陳情1件はみなし採択となりました。

○地方財政の充実・強化を求める意見書

○地方財政の充実・強化を求める意見書の提出を求める陳情

○森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書

○水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書

意見書は、関係機関に送付しました。
意見書の内容は、10ページをご覧ください。

第2回臨時会報告

令和4年度各会計補正予算等を審議する第2回臨時会は、5月16日招集され、町長より提案された議案の説明を受けた後、引き続き議案の審議を行い、同日閉会しました。

一般質問

6月20日～21日 5名の議員による一般質問が行われました。
紙面の都合上、再質問・再々質問を含め要約・省略をしています。

一般質問とは 本会議において議員が、執行機関に対し、町政各般にわたり、執行状況や町の将来の方針などについて質問するものです。
(※会派に属さない議員及び各会派1名としています。ただし、5名以上で組織する会派は複数名としています。)

奈良 初枝 議員

物価高騰に対する地方創生

臨時交付金の活用について

■質問■

4月26日に決定された

「コロナ禍における『原油価格・物価高騰等総合緊急対策』」において、公明党の強い要望に対して、「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」(1兆円)が創設された。生活者や事業者を守るために町としての取組について伺う。

1. 物価高騰に対する地方創生臨時交付金の活用の考え方について。

2. 給食費値上げを抑えるため、町においても活用すべきと考えるが。

3. 町として給食費を無料にできないか。できないのであれば負担軽減しながら補助をすべきと

考えるが。

4. 学校給食費の補助の予定はどのようになっているか。

5. 灯油費への負担軽減策に充てられないか。

■町長■

1. 町の原油価格等対応分の交付限度額は8千5百10万6千円を見込み、本定例会において、高齢者生活応援クーポン

事業や学校給食会計補助金などの3事業を優先的に補正予算案に盛り込んだ。

今後も、コロナ禍の状況や燃料・食料等の価格動向を注視し、地域住民や事業者に対して幅広く支援が行き届く切れ目のない支援策を講ずる。



値上げを抑えていくことを第一に、保護者負担の

軽減が図られるよう努める。

施設一体型義務教育学校

設置について

■質問■

令和8年の開校を目指し、建設地を町地域交流

センター及び町民体育館敷地とし、既存施設のリノベーションと一部増築する整備手法が、快適な学習環境の提供、地域の拠点化、経済性の点からも有用性が高いと判断したと、本年1月号広報に掲載されていた。町民に随時周知していただけるようにと考え、次の点を伺う。

1. 建設地を町地域交流センター及び町民体育館敷地としているが基礎や骨組みは大丈夫か。

2. 原油価格・物価高騰により、今後の概算事業費の検証はどのように進めるのか。

3. 令和8年に向けて今後のスケジュールは。

■教育長■

1. 可能性調査の結果、構造上、主要な部材においては、支障となるような劣化、損傷等は確認できず、耐震安全性が確保できると判断された。

2. 社会情勢の動向を見極めた慎重な判断のもと常に最新かつ有効な情報を反映させ、影響が回避できない場合は、基本方針に影響を及ぼさない範囲で、工法や仕様の見直しも想定している。

3. 令和4年度に実施設計、建設用地地質調査、建設用地現況及び用地確定測量を予定。5年度から建設工事に着手。本年7月には「新たな学校整備に向けた開校準備委員会」を設置し、学校運営や教育環境などの協議・検討を進める。

池田 光 行 議員

地域ブランド

確立事業について



■質問■
岩内ブランド構築に向けた実証事業の現状と今後について伺う。

1. ホップの現作付面積と種類、その予定収穫量と岩内で新たに開業するクラフトビール醸造所での需要に対応する今後の生産体制は。

2. ホワイトアスパラガスの試験栽培の現状はどのような作型でどの程度の収穫を目指しているのか。試験栽培後はハウス立茎作型にすべきだと考えるが、今後の就農者の確保とハウス整備をどのように想定しているのか。

3. 酒米の今年度の収穫量と日本酒の生産量・

種類の予定は。今後、うまさの向上に向けて酵母の種類や醸造所の選定をどのように考えているのか。

■町長■

1. ホップの作付面積は3アール、5種類計100株を作付けした。収穫量は概ね3kgの見込み。試験的にごく少量を栽培している段階で、コクセプトは歴史的話題性や町の特徴を活かしたブランドディングであるため、醸造所や地域内の関係者と連携して生産量を設定するなど、生産者の発掘や育成なども視野に入れ、地域ブランド化の推進に努める。

2. 日本でのアスパラガス発祥の地として初栽培に成功してから昨年度百年目を迎えた年に、町へ着任した地域おこし協力隊員が取り組んだもので、初めて当町でホワイトアスパラガスが作られた作型である培土栽培法を進めており、予定収穫量は240株計2,400本。現在、隊員1名で試験栽培を進めており、その結果を見ながら栽培方法や収益率の向上などを検討していく。

3. 今年度使用する酒米は、昨年度と同様の「彗星」で約40俵を見込んでいる。日本酒の生産量は、600㍓増の2,400㍓の見込み。種類は、既に試験醸造した純米大吟醸から、精米歩合を変えて純米酒の醸造を検討。酵母は、現段階では種類

を特定していないため、前回醸造した際の発酵過程から、町の原料の特徴をより引き出すために、酸味や香りを酵母で調整するなど、杜氏の意見を参考にし、品質向上を目指す。醸造所は、昨年度、小樽市の田中酒造で試験

アピアランスケアについて

■質問■

内容は。

アピアランスケアとは、抗がん剤などの薬物療法の副作用による外見の変化（脱毛、皮膚などの変化）、外科治療による創傷もたらすストレスを軽減するための手助けで、がんが寛解した人や、治療をしながら、がんと共に生きる上で重要な支援策である。一番の悩みは脱毛で、先進地では医療用ウィッグの購入助成を行っている。今後の取組について伺う。

1. アピアランスケアの相談はあるのか。
2. がん患者への支援

的に醸造し、アンケート結果で味の評価が概ね良好であったため、継続して試験醸造する方向で調整しているが、醸造総量や醸造時期などの条件が合致する醸造所があれば検討していく。

3. 医療用ウィッグや胸部補整具などの助成の考えは。

4. アピアランスケアの取組について。

■町長■

1. 相談については、北海道がんセンターに相談体制が構築されており、町への相談実績は無い。

2. がん罹患者に罹患者は、病後生活に大きな不安を抱えており、これまでも医師の指示の下、栄養

指導や生活習慣の改善指導を実施しているほか、高額療養費制度の活用、介護保険制度などの各種制度を活用した生活支援を行っている。

3. 発症予防やがん検診の強化など、健康寿命を延伸するための対策を優先施策として取り組んでおり、医療用ウィッグや胸部補整具の助成は、現段階において実施する考えには至っていない。

4. 道内の医療機関で相談体制が構築されており、北海道がんセンターでは、医療用ウィッグ等の試着や貸与、専門アドバイザーによる無料相談も併設されており、町民からの相談には、専門機関に関する情報提供を行う。



佐藤英行 議員

老朽危険空家の実情と

課題及びその対応は



■質問■

2014年11月制定、

翌年5月に全面施行された空家等対策の推進に関する特別措置法（空家法）により、空き家等対策協議会を設置し、2017年4月に空き家等対策計画を策定、翌年9月に空き家等対策の推進に関する条例が施行された。

1. 町において特定空家等の①保安上危険②衛生上有害③景観の損ない④その他生活環境保全に不適切な状態は各々何件か。所有者や管理者は判明しているのか。所有者や管理者が複数の件数は。

2. ①保安上危険②衛生上有害の「特定空家等」

に対して町がとった対応は。今後の対応は。

3. 空家法に準じた町所有の特定空家等相当の建物はあるのか。どのような管理をしているのか。

4. 空地も所有者や管理者の責任を指摘しており、町有地も同様と考えるが、所見は。

■町長■

1. 令和4年3月末時点で保安上危険となるおそれのある空家が144件、衛生上有害となるおそれのある空家が0件、景観を損なっている空家が18件、放置することが不適切である空家が7件で、これらの状態に重複する空家が272件。所

3. 町が所有する施設については、生活環境に対し深刻な影響を及ぼす

所有者等を把握している件数は、217件で、所有者等が複数の件数は、15件。

2. 現在、空家法に基づき特定空家等の認定に至った空家はないが、特定空家等に相当する空家等について、町条例で特定空家等として判定した空家等に対し、情報の提供や助言その他必要な支援の検討などを行っている。

今後の対応は、最初の段階となる特定空家等の認定に向けた準備作業を進め、生活環境に深刻な影響を及ぼす空家の解消に努める。

3. 町が所有する施設については、生活環境に対し深刻な影響を及ぼす

ことの無いよう留意し、所管部署において見廻りや点検、補修などを通じた施設の維持・管理に努めており、空家法で規定する特定空家等に相当する建物は無い。

4. 町所有の空地は空家法や条例の適用外となつてはいるが、所有者の責務として適切な管理を行つていくべきものと考えられる。

泊原子力発電所の運転差止訴訟と

原子力防災計画

避難計画・避難訓練の実効性はあるのか

■質問■

5月31日、札幌地方裁判所より泊原子力発電所運転差止等請求事件の判決は、①敷地内地震②地震③津波④火山事象の安全性⑤防災計画の適否、この一つでも欠ける場合人権侵害のおそれがあるとした。

今後の対応は。

1. 2011年度から昨年度まで、原子力防災訓練の当初の計画を中止・変更している年度ごとの当初計画、変更内容及び変更理由は。

2. 中止・変更の原因の検討は。その報告は。

よる医療機関への患者搬送を救急車による陸路搬送に切替えた。令和3年度、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、住民参加を見送り、集会所運営の手順確認等を行った。

2. 天候不良による2事例は、避難が可能な手法を短時間で決定し、関係機関との調整の上、天候にあわせた対応を行つたもので、新型コロナウイルス感染症による事例は、緊急事態宣言の延長により、住民参加を見送り、職員を住民に見立てた住民避難訓練としたもの。

結果は、参加関係機関等への事後調査の上、訓練で得られた成果や課題の検証を行い、道原子力防災訓練実施結果報告書で整理され、次年度の重点行動として対応している。

3. 訓練実施要綱で中止の要件を定めているが、訓練の当日等に新型コロナウイルス感染症の

■町長■

1. 平成24年度、天候不良により遊漁船による海上避難を屋内退避訓練とした。29年度、天候不良によりヘリコプターに

状況等、災害等の事象の発生を優先するため、中止または縮小するというもの。

訓練は様々な自然現象を想定し、関係機関の連携、防災業務関係者の防災技術の向上に向けた取組の積み重ねが重要であり、今後も地域住民の防災意識の高揚や防災対策に関する理解促進を図り、原子力防災対策の充実・強化に、不断に取り組む。

■再質問
海上避難し方ができない地域の避難はできない、生命にかかわる患者の対応ができない、新型コロナウイルス感染状態では避難できないのが現状。自然災害などを回避した総括もしない原子力防災計画・避難計画は住民の安全を守る実効性にほど遠いが、町長の見解は。実効性の担保はこの機関が行うのか。

■町長
内閣府策定の泊地域の緊急時対応の中でも、地



6月6日 泊原子力発電所視察

域特有の様々な天候による二次災害回避のため、屋内退避優先等、天候回復後の速やかな避難準備も盛り込み、新型コロナウイルス感染症への対応を含め、対策を講じることとされている。
道及び後志13町村で緊密な連携の下、それぞれの責務で実効性のある訓練を実施している。

本間 勝美 議員

義務教育学校の

設置について

■質問

義務教育学校を令和8年度開校に向けて準備を進めている。

1. 本年7月に開校準備委員会が発足されるが、準備期間や人数など、具体的な検討内容は。

2. 本年5月から実施設計業務等に着手するが、終了時期は。予算決定の時期は。

3. 新設の保育所併設子育て支援センターと義務教育学校に、「生涯学習」の機能を持たせる考えは。

4. 今後の若者の育成、移住定住を促す具体的な施策は。

5. 開校時の教職員確保の見通しは。

6. 不登校児童生徒の対策は。

7. 各中学校の部活動開設状況は。部活動を地域のスポーツクラブに委ねる考えは。

8. 東小グラウンド内鉄棒の支柱腐食、バツクネットの腐食、グラウンド周囲の危険札あり大木等、修理や撤去する考えは。

■教育長

1. 保護者など20名程度とし、開校日まで年3〜4回開催。専門部会を設け、教育課程や学校名称などを検討していく。



け、関係者が一体となって未然防止と改善・解消に努める。

7. 野球部や美術部など一中は8つ、二中は6つ。地域移行は、学校、スポーツ・文化団体、保護者、地域住民などから意見を聞きながら取り組む必要があり、現段階で手法は決定していない。

8. 日常点検などのほか、専門業者による安全点検も実施し、対処方針を検討している。

議会を傍聴してみませんか。

議会開会については、前日の夕方と当日の朝の防災行政無線でお知らせします。手続きは、「傍聴人受付票」に名前・住所・年齢などを記入し、受付箱に投函するだけです。

※新型コロナウイルス感染症対策のため、マスクの着用、手指の消毒をお願いします。

町営住宅の

住み替えについて

■質問■

町営住宅等長寿命化計画が今年度で計画期間の満了を迎え、今後、計画の改定作業を実施する。

1. 現時点での用途廃止予定団地の入居者は何戸で何名か。土地は借地か町有地か。

2. 除却順番は、どのように決めているのか。

3. 除却後の除草や衛生管理等の作業は。

4. 除却後の活用計画は。

5. 南栄団地は本年3月末で入居満了だが、移転補償金の件数と額は。

6. 南栄団地の入居満了以前に退去した住宅内部の状況は。

7. 南栄団地の立入禁止期間は。今後の維持管理の内容は。

8. 南栄団地は、今後義務教育学校の設置等、通学圏内でもあり、生活環境条件も良好で若い世代の住宅地として最適な場所でもある。除却後宅地開発はできないか。

■町長■

1. 東相生団地平屋建て4戸に居住する6名。土地は、団地内通路の一部が借地の外は町有地。

2. 平成30年度に行った計画の見直しの中で、用途廃止予定団地の入居者の住み替え状況や建設年度、老朽化度合い等により、事業プログラムを決定している。

3. 7. 定期的な見回りによる現状確認と、除

却までの立入禁止看板設置による注意喚起や可能な範囲での除草作業、危険箇所の補強、飛散防止対策等を実施し、適正な管理に努める。

4. 保育所整備事業として活用するみどりヶ丘団地跡地や公園整備事業として活用を予定している西宮園団地跡地の一部を除き、予定していない。

5. 令和元年度23件2百76万円、2年度11件百37万5千円、3年度5件62万5千円。

6. 退去時に、自分で設置した物は自分で撤去するとしており、自己の負担で、散乱ゴミを含む家財等の処分が行われた。

8. 宅地開発は、インフラ整備など多額の費用が生じ、売買価格への転嫁などの課題もある一方で、売却も含め有効な活用が求められており、子育て支援策としての土地利用等も含め、事業展開

の可能性がある。南栄団地も検討しているが、一部が埋蔵文化財

運動公園の管理について

■質問■

朝夕の散歩時、今年度噴水跡に設置された花壇の花がきれいに咲き、景観も良くなっている。しかし、設置後40年以上経過し、樹木の枝払いが計画的にされているもの、つつそうとしている。

1. 陸上競技場からサッカー・ラグビー場階段周辺のハイマツ枝等、今後の維持管理は。

2. 多目的広場の三壘側通路の街路灯3灯の真中が腐食のまま放置され、陸上競技場放送室に繋がる鉄の階段も腐食のまま放置されている。今後修理の見込みは。

3. 公園内は、車両の乗り入れが出来ないはずだが、夕方バイクの乗り

包蔵地として指定されているなどの課題もクリアしながら立地的優位性を活かした検討を進める。

入れがある。状況を把握しているのか。

■町長■

1. 枝張りにより園路の通行幅を狭くしている状況を確認しており、剪定を実施する予定。

2. 緊急な修繕が必要なもの優先し改修を行っている。照明灯は、灯柱の点検口が半開きの状態にあることから当該箇所対策を講じる。陸上競技場本部席外部の鉄骨階段は、使用を中止している。

3. 昨年6月から8月の期間で、スクーターの乗り入れがあったため、見回り等を強化した。条例で迷惑行為に対しては、罰則規定も設定している。

一般質問の全文は、町のホームページ内「岩内町議会」のページにて公開しておりますので、ご覧ください。

町公式HP : <https://www.town.iwanai.hokkaido.jp>



大田 勤議員

泊原子力発電所運転停止の判決を 重く受け止め攻撃の対象となる 危険な原発は廃炉に



■質問■

1. 原発の最大限活用、原子力規制委員会での審査効率化促進の方針転換を住民の安全・安心を守る町長の受け止めは。

2. 泊原発廃炉訴訟。全号機の運転停止は安全性へのあまりにも不誠実な北電の姿勢が厳しく断じられた判決では。

3. 度重なる人的事故に企業体質改善まで規制委は要求。運転資質、管理能力が欠落する北電の姿勢。町長の受け止めは。

4. 判決の翌日、町長は「地域経済に寄与しているだけに、規制庁を納得させる努力を」とコメント。安全協定を結ぶ町は安全性の立証を先延ばし

しし続けた北電の姿勢にこそ遺憾の意を示すべきでは。

5. 攻撃の対象で守りようがない危険な原発は廃炉にと明確に表明し、町は行動すべきでは。

■町長■

1. 本年6月、経済財政運営と改革の基本方針2022が閣議決定。原子力エネルギーについては、安全最優先の再稼働、実効性のある原子力規制や原子力防災体制の構築が盛り込まれ、エネルギーの安全保障の観点から現内閣による重要な政策決定が示されたものと認識。

2. 判決について申し上げる立場にないが、北

電には、規制委による審査会合への対応も含め、真摯な対応を強く求める。

3. 4. 先の審査会合での北電の対応等は大変遺憾である。私から直接、泊原子力事務所に申し入れており、規制委から人材拡充、これまでの審査会合の対応等の言及、北電からは反省点を洗い出し、意思決定を迅速に進める等の回答があったと承知している。

北電においては、真摯な対応が事業者としての責務であると考えている。

5. 法等の枠組みの中で、関係機関の連携した

対処とされており、原発の再稼働については、国及び事業者において適切

に判断されるべきものと考ええる。

■再質問■

再稼働固執を止め自然エネルギーへの転換を北電に申し入れるべきでは。

■町長■

国の第6次エネルギー基本計画で、原子力は安全を最優先し、再生可能エネルギーの拡大を図る中で可能な限り原発依存度を低減するという方針を示しており、事業者も、方針に準じて対応すべきものと考えている。

水田活用交付金の見直し撤回で 減反に見合う予算の確保と 農家の経営を守れ

■質問■

1. 水田活用の直接支払交付金制度が始まる前の町の水田作付面積は。現在の水田作付面積は。

2. 制度活用で交付金を受けた現在の対象品目と品目別の作付面積は。

3. 交付対象水田で畔や水路がなく水張りができない転作水田面積は。

4. 減収となる交付金活用農業者の推計額とその影響は。

8. 見直しの中止と減反拡大に見合う予算確保のため、農協と共に道や国に強く働きかけが必要では。

■町長■

1. 平成25年度1万4千341アール、令和3年度1万3千395アール。

2. 令和3年度牧草3千441アール、小麦917アール、加工用米839アール、南瓜290アール、馬鈴薯25アール。

3. 平成29年に現地確認等を実施。町にそのような水田はないことを確認。

4. 今後の作付意向等で異なるため、現時点では把握できていない。

5. 6. 見直しは交付金の減少のほか、耕作放棄地の増加等、様々な影響を与えかねず、継続的に対応策等を検討している。

7. 8. 国は今後5年間で見直しを進めるとしており、道では連絡会議を立ち上げ、その対応策を検討。JA及び町は課題等を取りまとめ、連絡会議へ集約させ、制度の運用や予算の確保等を求める。

地方創生臨時交付金の活用で

就学援助の基準緩和を

■質問

1. 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給対象となる世帯要件と対象世帯数は、プッシュ型支給とは。

2. 国は対象児童を養育し令和4年度住民税均等割非課税世帯や直近で収入減少世帯へも可能な限り速やかに支給を指示。要申請世帯への周知方法は。

3. 町の就学援助対象者の要保護者・準要保護者対象の実数の把握は。

4. 文科省が示す補助対象品目で取り組まれていない品目は。

■質問

5. 就学援助準要保護認定基準係数の道の平均は1.28倍。町の係数は何を基準に決定か。道平均まで引き上げるべきでは。

6. 令和4年度課税情報を活用しプッシュ型で準要保護者を把握すべきでは。

7. 申請主義での準要保護世帯の捕捉率は。

8. 町は、基準係数を近隣町村も参考とし決定。低い基準に合わせず子供の貧困対策で係数を決定すべきでは。

■町長

1. 「ひとり親以外の低所得の子育て世帯分」

品目は通学費とオンライン学習通信費。

5. 対象世帯の状況や見直した場合の影響範囲等を試算し決定している。地域の実情に見合った制度設計となるよう、今後も試算・検討作業を行う。

7. 公簿等による機械的な抽出が難しいため、捕捉率は算出できない。

8. 子どもの貧困対策という一面は持ちつつも、「経済的な理由で就学が困難であると認められる児童生徒の保護者に対し必要な援助を行う」という事業趣旨に沿って、今後も基準係数の見直しを含めた適正な制度運用に努める。

■教育長

6. 本人の同意を得ずに税情報を活用できないため、公簿等による実数の把握はしていない。プッシュ型の活用には就学援助制度は含まれておらず、今後も対象世帯からの申請により認定作業を行う。

4. 対象としていない

■教育長

地域の実情に見合う制度設計となるよう見直しを行っていく。



議 会 日 誌

5月 9日	後志総合開発期成会定期総会	6月 13日	第2回定例会招集
10日	社会文教委員会	14日	後志町村議会議長会
11日	建設産業委員会		役員会・臨時総会
	岩内港湾振興会		北海道町村議会議長会
12日	総務委員会	20日~23日	定期総会・研修会
13日	議会運営委員会		第2回定例会再開
16日	第2回臨時会	7月 4日	建設産業委員会
	義務教育学校整備に係る議員説明会	5日	岩宇町村議会議員研修会
5月 30日	後志町村議会議長会	6日	北海道町村議会議員
	正副会長打合せ	9日	研修会
6月 6日	原子力発電所問題特別委員会		イワナイブルワリー&ホテル
	泊発電所視察	13日	プレオープン
7日	社会文教委員会		泊発電所環境保全監視協議会
8日	建設産業委員会	26日	建設産業委員会
	建設産業委員会	27日	社会文教委員会
	建設産業委員会		第72回社会を明るくする
9日	総務委員会		運動セレモニー
10日	議会運営委員会	28日	総務委員会
12日	辻庄嗣氏日小綬章受章祝賀会		議会運営委員会

地方財政の充実・強化を求める意見書

現在、地方公共団体には、急激な少子・高齢化の進展とともに子育て、医療・介護など社会保障制度の整備、また人口減少下における地域活性化対策、脱炭素化をめざした環境対策、あるいは行政のデジタル化推進など、より新しく、かつ極めて多岐にわたる役割が求められています。

しかし、現実には地域公共サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また近年多発している大規模災害への対応も迫られています。これらに対応するための地方財政について、政府は「骨太方針2021」において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしています。それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されています。

このため、2023年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、コロナ禍への対応も勘案しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、以下の事項の実現を求めます。

1. 社会保障の維持・確保、防災・減災また脱炭素化対策、地域活性化にむけた取り組みや、デジタル化に把握し、それを支える人件費も含めて、十分な地方一般財源総額の確保をはかること。
2. 新型コロナウイルス感染症の体制確保、感染症対応業務のみに限定しない保健所体制・機能の全体的な強化、その他の新型コロナウイルス対応事業や地域経済の活性化までを見据えた十分な財源措置をはかること。
3. 子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業も含めた十分な社会保障経費の拡充をはかること。また、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和4年6月23日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
厚生労働大臣
内閣府特命担当大臣(地方創生)
内閣府特命担当大臣(経済財政政策)

岩内町議会 議長 永井 明

森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書

本道の森林は、全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要があります。全国一の森林資源を有する北海道において本町と道が連携し2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標の達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスのエネルギー利用の促進など森林吸収源対策を積極的に推進することが必要であります。

本町をはじめ、道内各地域では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公施設の整備、林業事業体の育成など、様々な取組を進めてきたところであり、

本道の森林を将来の世代に引き継いでいくため、活力ある森林づくりや防災・減災対策をさらに進め、森林・林業・木材産業によるグリーン成長が実現できるよう、施策の充実・強化を図ることが必要であります。よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望します。

1. 森林の多面的機能を持続的に発揮し、ゼロカーボン北海道の実現に貢献するため、適切な間伐と伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。
 2. 森林資源の循環利用を一層推進するため、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材生産・流通体制の強化、建築物の木造・木質化、木質バイオマスのエネルギー利用の促進などによる道産木材の需要拡大、森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和4年6月23日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
文部科学大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
環境大臣
復興大臣

岩内町議会 議長 永井 明

水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書

国は、昨年12月、水田活用の直接支払交付金については、令和4年度から今後5年間に一度も水張りが行われない農地は、令和9年度以降、交付対象水田としないう方針であることや、多年生牧草について、収穫のみを行う年の助成単価を見直すことなどを決定したところであるが、今回の見直しは、水田農業を営む生産者の経営にとどまらず、本道の地域農業に対して様々な影響が懸念される。

本道の水田農業は、これまで、行政や農協系団体、集荷団体などが連携して水田のフル活用や麦・大豆などの畑作物への作付転換を進め、需要に応じた米生産を推進し、地域の社会・経済を支える重要な産業として発展してきたところであり、将来に向けて、こうした役割を果たし、今後とも持続的に発展していくことが何よりも重要である。

よって、国においては、今後5年間で現場の課題を検証することから、見直しを進めるに当たっては、次の事項について十分配慮するよう強く要望します。

1. 本道の水田農業は、長年にわたり、水田活用の直接支払交付金などを活用し、主食用米の作付転換を推進してきたところであるが、今回の見直しにより、各地域では今後5年間で将来的な産地形成の検討を進めていくことになることから、その中で明らかにした様々な課題をしっかりと受け止め、確実に検証を行うとともに、生産現場の実情を十分踏まえた上で必要な支援を行うこと。
2. 地域において、持続可能な水田農業の将来像を描くことができるよう、情報の早期提供や丁寧な説明などを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和4年6月23日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
農林水産大臣

岩内町議会 議長 永井 明

編集後記

「議会だより157号」をお届けいたします。第2回定例会での一般質問を中心に編集しました。ぜひご覧になって、町の方針や議会活動もご理解願いたいと思います。

なお、議会だよりでは、代表・一般質問を要約してお届けしています。議会の一部しかお伝えすることができませんので、町政を一層ご理解いただくため、町議会を傍聴ください。

会議の内容は、会議録に詳細に記録されておりますので、ご覧になりたい方は議会事務局へお問い合わせください。

また、議会だよりに対するご意見・ご要望等がありましたら、議会事務局までぜひお聞かせください。お待ちしております。

(議会運営委員会)